

平成30年2月21日

長寿介護課情報提供資料

平成30年度以降の居宅介護支援事業所に係る届出等について

八潮市ふれあい福祉部長寿介護課

(居宅介護支援事業所の権限委譲に係る県説明会資料から)

権限移譲について

◎ 【目的】高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、生きがいを持って安心して暮らしていける包括的な支援、サービス体制の構築を実現すること。

○ 市が取り組むこと

- 要介護者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
- 医療・介護の連携の推進等
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

○ 事業所が取り組むこと

- ケアマネジメントの質の向上（人材育成の取組の促進
- ケアマネジメントの公正中立性の確保（利用者が、複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることができる旨の説明）

居宅介護支援事業所の指定権者の変更について

- 平成26年の介護保険法の改正により、平成30年4月1日より、居宅介護支援事業所の指定権者が、「埼玉県（都道府県）」から「八潮市（市町村）」に変更されます。
- それにより、平成30年4月1日以降の居宅介護支援事業所の新規指定申請の提出先、既存の事業所の体制届等の変更届の提出が、八潮市になります。

変更届等の手続きについて

- 権限移譲後の居宅介護支援事業の変更等の手続きについては、以下のとおりです。
- 権限移譲後の届出等の提出先は、「**八潮市長寿介護課高齢者政策係**」になります。
(埼玉県東部中央福祉事務所でないので、注意が必要。)

手続	提出内容	提出期限	必要書類など
変更	届出内容の変更するとき。 (人員、体制届の変更など)	変更後の10日以内	①変更届出書 ②変更内容が分かる書類
廃止 ・休止	・居宅介護支援事業をやめるとき。 ・居宅介護支援事業を一時休止するとき。	廃止・休止の1か月前	廃止・休止・再開届出書
再開	休止の届出を行っていた居宅介護支援事業を再開するとき。	事業再開後10日以内	①廃止・休止・再開届出書 ②従業者の勤務体制及び勤務形態一覧

※変更届等の様式については、後日ホームページに掲載。

権限移譲移行期の届出先について

○平成30年4月1日前後に新規申請、指定更新、変更届等の変更の届出について、指定効力日等によって提出先が「埼玉県」から「八潮市」となりますので、ご注意ください。

内容	指定日(効力発生日)	届出先
新規申請に係る事前相談、申請、指定書交付	平成30年4月1日まで (4/1付けの指定の場合)	埼玉県東部中央福祉事務所 (所管の県福祉事務所等)
	平成30年4月2日以降 (5/1以降の指定の場合)	八潮市長寿介護課高齢者政策係 (事業所の所在地市町村)
指定更新に係る事前相談先、申請先、指定書交付	平成30年4月1日まで (4/1付けで指定を受け、更新する場合)	埼玉県東部中央福祉事務所 (所管の県福祉事務所等)
	平成30年4月2日以降 (5/1以降の指定を受け、更新する場合)	八潮市長寿介護課高齢者政策係 (事業所の所在地市町村)
<u>各種届出(廃止・休止・再開届、変更届、介護給付費算定に係る体制届等)に係る事前相談、届出先</u>	<u>平成30年3月31日まで</u>	<u>埼玉県東部中央福祉事務所</u> <u>(所管の県福祉事務所等)</u>
	<u>平成30年4月1日以降</u>	<u>八潮市</u> <u>(事業所の所在地市町村)</u>

特定事業所集中減算の取扱いについて①

- 特定事業所集中減算は、ケアプランに位置付けられた訪問介護等のサービスの提供総数のうち、同一事業者(法人)によって提供されたものの占める割合が80%を超えた場合に、全利用者について、1月につき200単位減算するものです。
- 毎年、前期、後期に分け、80%を超える場合は、東部中央福祉事務所へ報告及び体制届の提出をしていただいています。
- 平成30年度以降の取扱いについては、次ページとなりますので、ご確認ください。

特定事業所集中減算の取扱いについて②

○権限移譲に伴い、特定事業所集中減算についても、市町村に届出先が変更されますが、平成30年度分について、以下のとおりになります。

区分	判定期間	報告期限	減算適用期間	提出先
平成29年度後期分	平成29年9月1日から平成30年2月末日まで	平成30年3月15日まで	平成30年4月1日から平成30年9月30日まで	埼玉県東部中央福祉事務所(所管の県福祉事務所等)
平成30年度前期分	平成30年3月1日から平成30年8月末日まで	平成30年9月15日まで	平成30年10月1日から平成30年3月31日まで	八潮市長寿介護課 高齢者政策係
平成30年度後期分	平成29年9月1日から平成30年2月末日まで	平成31年3月15日まで	平成31年4月1日から平成31年9月30日まで	八潮市長寿介護課 高齢者政策係

○特定集中減算の対象となった場合に、体制届の提出も必要となりますが、原則、上記の報告期限と同じスケジュールになりますので、対象となる判定期間の提出先に提出をお願いします。

○ただし、平成30年4月1日以降、実地指導等により、遡って減算の対象となった場合は、八潮市への提出となりますので、ご注意ください。

市独自に定める基準について

○本市では、八潮市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、平成30年4月1日施行に向けて、準備を進めています。
この条例(案)のなかには、他の介護関連市条例と同様に、国の基準を変更し、市の基準を定めています。

項目	国の基準	市の基準(案)
重要事項の掲示について	重要事項を掲示しなければならない。	重要事項を掲示し、 <u>又は閲覧に供しなければならない</u> 。
サービス提供に係る記録を整備・保存する期間	2年間	<u>5年間</u>

平成30年度以降の総合事業（介護 予防・生活支援サービス）について

八潮市ふれあい福祉部長寿介護課
（介護予防・日常生活支援総合事業の
ガイドラインから）

総合事業の事業者指定(更新)等について①

○平成30年4月1日から、全国一律の介護予防訪問介護・通所介護が廃止され、各市町村が実施する総合事業の介護予防訪問介護・通所介護相当サービスに完全移行されます。

(サービスの内容、サービス単価(※)に変更はありませんが、請求コード等が変更になりますので、ご注意ください。)

※サービス単価については、国が示す単価になりますので、今般の報酬改定等の影響で変更があり得ます。(八潮市独自で減算等を行いません。)

総合事業の事業者指定(更新)等について②

- 現在八潮市の利用者がある事業所には、指定更新の案内を行い、更新を希望する場合には手続きをお願いしています。

今後新たに利用者が発生する事業所については、指定の手続きが必要な場合がありますのでご確認をお願いします。

- 他市の利用者を受け入れる場合には、その市において指定を受ける必要があります。(例えば、八潮市内の事業者が、草加市の利用者を受け入れる場合には、草加市の指定が必要になります。※ただし、住所地特例の場合を除く。)

総合事業のサービスコードについて

○ 平成30年度以降は、みなし指定が終了するため、独自指定のコードを利用します。

<平成30年度以降(利用者が全て総合事業に移行)>

・全て「八潮市独自のサービスコード」を利用。

介護予防訪問介護相当サービス:A2

介護予防通所介護相当サービス:A6

総合事業の日割り請求について

- 総合事業の月額報酬単価を設定しているサービスについては、月途中で特定の事由(※)が発生する場合、当該月については、起算日から月末まで(または月初から起算日まで)の日数に日割りの単位数を乗じて月の単位数を算定してください。

※特定の事由の例

- ・利用者との契約開始(または解除)
- ・月途中の区分変更
- ・同一サービスでサービス事業所の変更
→特定の事由の詳細については、介護保険事務処理システム
変更に係る参考資料(その7)(平成27年3月13日厚生労働
省事務連絡)をご確認ください。

※参考資料は、

http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/gyoseiShiryuu/kaigohoken/systemKanren/systemKanren001/20150316_01.htmlを参照。

1単位の単価について

- 介護予防訪問・通所介護相当のサービスの1単位の単価についても、これまでと同様となります。
- 金額の算出に当たっては、単位に以下の単価を乗じた金額となります。
(端数の計算等はこれまでどおり。)

サービス種別	1単位の単価
訪問型サービス (介護予防訪問介護相当)	10.42円
通所型サービス (介護予防通所介護相当)	10.27円
介護予防ケアマネジメント	10.42円

住所地特例者等の利用について

- 住所地特例者に対する総合事業については、利用者が居住する施設が所在する市町村が実施することとなっています。
→八潮市が保険者の利用者であっても、施設の指定は施設所在地で行っていけば、総合事業を利用することができます。
- 八潮市内の事業者で、他市区町村が保険者の利用者を受け入れている場合は、その利用者が住所地特例対象者かどうかによって、手続き等に違いが出てくるため留意すること。

例1) 住所地特例者ではない利用者の場合

＜草加市民が八潮市の介護予防訪問(通所)介護相当事業所
を利用している場合＞

- ① ケアプランは、草加市の地域包括支援センターが作成。
- ② 事業所は、国保連を通じて、草加市へ「草加市の総合事業のサービスコード」で請求を行う。

＜八潮市民が草加市の介護予防訪問(通所)介護相当事業所
を利用している場合＞

- ① ケアプランは、八潮市の地域包括支援センターが作成。
- ② 事業所は、国保連を通じて、八潮市へ「八潮市の総合事業のサービスコード」で請求を行う。

例2) 住所地特例者である利用者の場合

<足立区から八潮市の住所地特例施設に入所した場合>

- ① 認定の申請は足立区(保険者)、基本チェックリストを希望する場合は八潮市(施設所在地)にて手続きを行う。
- ② ケアプランは、八潮市の地域包括支援センターが作成。(プラン代は八潮市へ請求。)
- ③ 事業所は、国保連を通じて、足立区へ「八潮市のサービスコード」で請求する。

<八潮市から足立区の住所地特例施設に入所した場合>

- ① 認定の申請は八潮市(保険者)、基本チェックリストを希望する場合は足立区(施設所在地)にて手続きを行う。
- ② ケアプランは、足立区の地域包括支援センターが担当する。
- ③ 事業所は、国保連を通じて、八潮市へ「足立区のサービスコード」で請求する。